

令和4年12月

国見町農業委員会臨時総会会議録

令和4年12月9日 開会

令和4年12月9日 閉会

国見町農業委員会

令和4年12月
国見町農業委員会臨時総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
7番	八島富一君	8番	佐藤浩信君
10番	井砂秀明君		

1. 欠席委員

6番 斎藤紀次君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君

1. その他出席者

産業振興課長	佐藤智昭君
--------	-------

1. 議事日程

議事日程

令和4年12月9日（金曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 議事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可案件について

5 その他

午後2時30分開会

○事務局 皆さん、お忙しいところを、今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

現場のほうを見ていただいたんですけども、それを受けて、今日、臨時総会を開かせていただきました。

ただいまより、農業員会の臨時総会を開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思いますので、会長、よろしくをお願いいたします。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 5番、佐久間久子委員、7番、八島富一委員をお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 欠席者ですけれども、今総会においては、6番の斎藤紀次委員が欠席であります。

4 議事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可案件について

○会長（渋谷福重君） 早速ですが、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可案件についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第1号ということで、農地法第5条第1項の規定による許可案件について、別添のとおり協議することについて、審議をお願いしたいと思います。

資料の一番後ろに、両面で、「株式会社ログホールディングスにかかる農地法第5条第1項にかかる許可について」ということで、概要について、ちょっと要点を絞って記載させていただきました。

先ほど現場のほうで、図面を見ながら、直接皆様にご説明した事項についてなんですけれども、まず、「事業計画との相違について」ということで、①番、囲い周囲に既存ののり面を含め、張芝（緑化）を施し、土砂流出防止を図っておりません。続いて、2点目、排水は雨水のみとなっておりますけれども、敷地の舗装を透水性アスファルトとして、四方排水溝を施して、流末部には沈殿槽を設置して、農業用排水施設に支障を及ぼさないようにするということだったんですけれども、それも一切施工しておりません。③番目、スチールパネルを埋め込みというふうに計画上なっていたんですけれども、結局埋め込みしておらず、隙間が出たために、急遽応急措置で、その隙間を碎石で塞いだところであります。④番、囲い（スチールパネル）の内側に、排水溝の30センチグレーチング掛けをする計画になっていたんですけれども、それもしておりません。5番目、排水路に工事で発生した土砂が堆積しております。6番として、工事が完了していないのに、先ほど見ていただいたフラフ燃料を、木材のチップとか、プラスチック類、ビニール類を搬入してしまっているというところでございます。

「農業委員会としての指導事項」ですけれども、実は、昨日、県北農林事務所の企画部指導調整課の農地転用の主任と担当の2名と、あと福島県地方振興局の県民環境部の方々2名、あとは住民防災課課長と住民防災係、あと農業委員会のほうでは渋谷会長と八島職務代理者に来ていただいて、向こうの業者、社長立会いの下、事情を説明し、指導を行ったところであります。

農業委員会としての指導事項につきましては、上記の①から④については、事業計画どおり施工すること、あとは⑤番の工事により排水路に土砂が堆積していますので、そうしますと、近隣の方に影響を及ぼしますので早急に取り除くこと、あとは、工事完了前に資材置場にフラフ燃料を搬入しているので、早急に全て撤去することということで、あと県のほうからも、昨日、こういった話を業者のほうにしましたら、社長が急に、じゃ撤退しますというような話に

なりました。あとは、社長のほうからも、全然この計画の図面については一切見ていなくて、何も分からなかった、業者に任せっきりで、業者が全てやってくれていると思っていたというようなことで回答がありました。

県のほうからの指導だったんですけれども、そういうことを受けて、業者のほうで撤退を考えているという話になったんですけれども、ただ、こちらとしては、事業計画書どおり工事を進めていただいてから、工事を完了すれば、それはもう撤退にしろ、何にしろ、向こうの自由な判断になりますので、こちらとしては当初計画どおり、施工を行うことということで、今後、文書等を通じて指導していきたいと考えております。

あと、昨日12月8日、観月台文化センターの第一和室において、午後5時から、近隣の山崎北、館、小館、前田町内会を対象に、株式会社ログホールディングスによる資材置場説明会を開催しました。その中で、ログホールディングスの社長さんから、皆様に大変ご迷惑をおかけした、あとは、こんなに風が強いところだったとは思わなかったというところで、すぐ撤退しますのでどうぞご安心くださいなんていうような説明が、住民の皆様にあったところでございます。

あとは、現在について見ていただいたんですけれども、資材置場に搬入してある燃料については、来年10月に伊達市梁川町の工場が試験稼働するというところで、それまで資材置場に保管しておきたいという話でございましたけれども、やはり風が強いところですので、あと結局工事が完了する前にもう搬入しているのは違法な行為でありますので、今ある部分についても至急に撤去することということで、指導していきたいと考えております。

先ほどの両面印刷2枚のやつで、「株式会社ログホールディングスにかかる農地法第5条第1項にかかる許可について」ということで、農業委員会で受け付けてから、ずっと今までの経過を記載してございます。

ちょっと簡単に説明しますと、まず令和3年9月20日に農業委員会で受付をしました。転用の目的は資材置場ということで、バイオマス発電用の燃料であるフラフ燃料を製造販売しており、製造工場が宮城県仙台市と福島県郡山市にあり、また来年度中をめどに、伊達市においてバイオマス発電所を稼働する予定となっておりますので、その燃料を保管貯蔵する場所が必要なため、農地転用をして資材置場にしたいということで、申請が上がってきまして、去年の10月25日に県の農業会議で主催しています第68回常設審議委員会、この常設審議委員会といいますのは、1万平米を超える案件に対して審議する場所となっております。ここについては、この辺でいうと、伊達市の清野会長さんにこの現場を去年見ていただいて、審議委員会で報告してい

ただいて、その審査結果、異議なしということで回答をいただいております。

去年12月10日に、福島県から、福島県知事より農地転用の許可をいただいております。

今年11月4日に完了報告を受理したんですけれども、今言った内容について不備があるので、写真とともに県北農林事務所の企画部調整課へ電話報告をして、書類を送付したところがございます。

次のページにいきまして、11月28日に山崎館町内会長と山崎館町内会の2名の方が来て、この周辺は風が強かったものですから、風で資材置場からプラスチック、ビニール等が飛散しているので対策を講じてほしい、また臭いがする、資材置場に搬入しているものが何か、業者に説明会を開催してもらいたいという要望がございました。

11月30日に今度、山崎館町内会長と町内会の方が総務課のほうに陳情書を提出してございます。

こちらとしては、12月2日に農業委員会と住民防災課のほうで、社長と社員に来ていただいて、事業計画との相違について、計画どおりになっていないというところでお話しさせていただきました。

12月3日から下請業者のほうで、スチールパネルと地面の隙間を取りあえず碎石で塞ぐ作業と、フラフ燃料の堆積物が飛ばないようにブルーシートで土のうを積んで、またロープでくくりつけて、飛ばない対策をしていただきました。併せて、周りに飛散したものについても、ログホールディングス社と、あと、すぐに人力的な問題で対応できないという話があったので、町のシルバー人材センターのほうにログホールディングスのほうから頼んでいただいて、周りに飛散したものを回収したところがございます。

一番最後のページにいきまして、昨日12月8日に、こういったことで株式会社ログホールディングスの社長と社員に来ていただいて、あと県からも来ていただいて、指導を行って、昨日午後5時から資材置場説明会を観月台文化センターで行いまして、約40名ほどの出席がございました。その中で、社長のほうから撤退するとの説明が、住民の皆様にあったところがございます。

あと参考として、カラー写真で日にちごとに周りに飛散したものを写真で添付してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

というようなことで、一番最初に戻りまして、結局事業計画どおりになっていないので、農業委員会として、先ほど委員の皆様にご確認させていただきましたが、このようなことで、業者のほうに指導をしていきたいなと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひした

いと思います。

以上です。

○会長（渋谷福重君） 今、局長のほうから、今までの経過、念のために現場を見てきたんですけれども、経過を説明していただきました。これに対して、いろいろ質疑ありましたらお願いいたします。

2番、赤坂委員。

○2番（赤坂正弘君） 指導するのはいいんですけれども、いつまでとかって期間は考えていらっしゃるんですか。

○事務局 一応県のほうにも確認したんですけれども、そこは例えば月1回とか、そこは永遠にという形になっちゃうんですけれども、そうやっていくしかないというようなところで回答を得ております。

○2番（赤坂正弘君） いつまでとかじゃなくて、ずっとということ。

○事務局 ずっと、はい。果たしてその業者が、もしかすると、もうやらないでという可能性もあるんですけれども、そうしたら、そこは違反転用としてのところでずっと残るような形で、あとはその会社がどういう処分をするのか、違反転用のまま、残ったまま、誰に売却するかという。

○2番（赤坂正弘君） 違反転用のまま。

○事務局 ええ、はい。

○8番（佐藤浩信君） できるの、それ。

○事務局 そこまではできるというような話で県のほうからは伺っておりますので。

○会長（渋谷福重君） 我々許可したのは、この図面とこういう書類で審査して許可出しているんだから、それによって農地転用が始まったわけだ。やっぱりやってもらうしかないのよ。これは指導していかなくちゃならないということ、今、局長が説明しているのね。ただ、あちらの会社が俺らやらないよって、撤退してもそれはこれだけはどうぞやってくださいと言えないのね。ただ、次、もしかすると、昨日の説明会の中では、社長は、じゃほかに売るような話もしているわけよ。だって、それだってこれは付きまといっていくわけよ。この土地は農地転用違反なんだから。だから、これは農業委員会として我々は当然進めていくしかないと思うね。でも、あちらの社長さんは最低のことはやるという回答をいただいているね。

○事務局 そうですね、はい。

○会長（渋谷福重君） 飛散して、いろんなこれがあるんだけど、最低のことはやります

というか、やれるところはやりますということね。

○2番(赤坂正弘君) 違反転用のまま、次の人が買ったとしても、このやつはやってもらうということになるんですか、そうすると。付いてまわるということは。これをクリアしない限りは、この土地は使えないということになるんですか。

○事務局 いや、そこ確認したんですけども、もう農地じゃなくなっているの、ログホールディングスが所有者になっているものですから、結局、次の方までのというところはということで昨日も県のほうから回答をいただいたところなんです。

○会長(渋谷福重君) 俺なんかは、次の方が、じゃ、俺、こういうことすると言ったって、いや、実はここはまだ転用完了していないんだよということは、やっぱり言えると思うよ。

○2番(赤坂正弘君) それは分かるんだけども、その土地を使うには、この転用したことをちゃんと完了してもらわないと使えないということなんですかということ。

○事務局 こちらとしては、そういうスタンスで、指導で。工事をやらないと撤退も何もできませんよという。

○8番(佐藤浩信君) 何か産廃されそうな気がしてきたんだけども。山のほうがね、あとはウエート車で埋めちゃってさ。

○10番(井砂秀明君) この違反転用してある土地なんですけれども、例えば、正規というか計画書どおりにアスファルトにしました、全て緑化して完了したときに、もし誰かが、例えば農地としてもう一回戻して、復元して農地として使いたいという場合は、復元許可とかというのは必要になるんですか。一回転用してからの農地に戻す……。

○事務局 それは可能と思います。

〔「現実」と呼ぶ者あり〕

○10番(井砂秀明君) 現実的ではないけれども。アスファルトで工事されて、農地転用したからといって、使い道って、単純に我々は農家だから、転用してしまったものは何か2次的に使えるのかというと、だから結果的に何にもならない土地が残るだけで。

○会長(渋谷福重君) 例えば運送会社とか、正規な資材置場なら、これ許可になっているのよ。本来は正規な置場で燃料を積んでおくところがこうなっちゃったんであって、正規な資材置場であれば、何ら俺ら本当にこっちは積んであってもそれは何も言うあれはないと思うんですね。

○10番(井砂秀明君) 使用目的が農地じゃないから、何に使ってもいいけれども、やることはやれと。

○会長（渋谷福重君）　そういうことです。それを農業委員会として統一というか、そういうふうと考えていかないといけないと思うのね。

○事務局　県のほうからも、シンプルに、業者のほうに、1つずつ細かく見ていくと、そこから突っ込んでくるので、もうこの土地計画書どおりやってくださいという指導でお願いするしかないという話で、昨日は指導いただいております。

○会長（渋谷福重君）　でも、この会社のこういった燃やすところ、それはもう伊達市の工業団地に大分できているんじゃない。

〔「建屋の高いところ」「ああ、あそこな」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君）　あれに、この燃やすものをここに貯蔵して持っていくという作戦だったらいんだけどね。ただ、ここに置いたらば、住民から大苦情で、大騒ぎになっちゃって、昨日の説明会の中では、もうここは断念すると。だけれども、農業委員会で許可したんだから、これを見て、ここまでやってもらわなくちゃならないということなのよね。断念したからいいんじゃないくて。そうでないと、我々もそうだし、県もだってもしかして、これでぽんぽん外していたんでは。

○10番（井砂秀明君）　よく分からないから聞くんですけども、この指導というのはどのくらいまでの効力があるものなんですか。我々農業委員会としての指導って、よく聞きますけれども、何か責任とか何かもなく、ただ指導するだけなんですか。

○事務局　あとは、そこから先は、県のほうに確認するようになるんですけども、どうしてもやらないときは罰則規定とかもありますので、なかなかそこまでいっているのはない、事例的にはあまりないと思うんですけども。そこら辺は覚悟していくしかないのかなというふうに思います。

○10番（井砂秀明君）　業者としての資格を剥奪されるとかという、そういう罰則的なものはないんですか。

○事務局　それは、ないですね。

○10番（井砂秀明君）　逃げられそうな気がするんですけども。

○8番（佐藤浩信君）　あそこ、だって燃やせる作業ができるかどうかすら、もう分からなくなってきた。説明会やらないで造っちゃったんだろう、あれ。

○事務局　ああ、そうですね。説明会開かないで。

○8番（佐藤浩信君）　それで、下手すると、あそこで燃やせないかもしれない。もう地区は反対運動始まっちゃっているから。川向かいの話なんでね、我々にとってはあれだけれども。

そして、あちらに造られなかった理由というのは、水没しているよな、あそこ。だから、水没しないところじゃないと、これは仮置場みたいにはできなかつたでしょう。

○事務局 あと、県のほうとも、月に一、二回ぐらい、県と確認取りながら、指導的な部分、連携して進めていきたいなと思いますので。

〔「2チャンネルにまで書き込まれているみたいだ」と呼ぶ者あり〕

○10番（井砂秀明君） 下世話な話なんですけれども、地権者の方々にはもう既にお金のほうの払込みは終わっているんですか。

○事務局 たしか去年の、県の許可が下りてから……。

○10番（井砂秀明君） 会社だってこのぐらいの金額出しているんだから、大変になっちゃうよね。

○8番（佐藤浩信君） これ、太陽光パネルとかそういうふうな関係で、国からある程度助成事業があって、それでやっている事業なの。

○事務局 ちょっとそこまでは聞いてはいなかったですけれども。

○8番（佐藤浩信君） 太陽光パネルだと、業者の金だって、国からあれがあるんじゃない。あれでやっているんだかどうかということじゃないの。これでもしも引っかかってやっちゃうと、そちらの助成自体がなくなっちゃうと、あちらさんもやばいんじゃないの、これ。太陽光パネルにしたって、農地を太陽光パネルから守りましょうみたいな映画まで作って、放映している状態じゃないですか。だから、太陽光パネルのうそだというのはもうばれちゃっている時代なんで、これも同じグループのあれになっちゃったりなんかしたら、また面倒になるね。

○会長（渋谷福重君） 産廃までしてたから連携してると思うよ。うちのほうのメガソーラー、外国資本だね。

○8番（佐藤浩信君） ああ、ほとんど上海電力、中国。

○会長（渋谷福重君） カンクンとか分からないけど、あっちの資本だ。

○8番（佐藤浩信君） 3回くらい土地を転売して、中国人名義になっちゃうんですよ。結局、最終。いいですか、しゃべって。何かうち辺りも最近来るんですけれども、30万円で農地売ってくださいって、謝礼30万払いますからって。あと太陽光パネルを設置して7年たって、その利益は終わりです。太陽光パネルの支払いは、あとうちのほうでやりますって言うて。仙台辺りから来るんだけれども、よくよく調べてみると、それを2回くらい転売すると、大体中国人名義の土地に変わっているという。

○会長（渋谷福重君） 何町歩って買っているらしいよ。俺は見えていないよ。だって、一番高い

建屋だってことは、伊達市の方に聞いたんだけど。何町歩だからって言うんだけど。だから1人じゃないんだよね。やっぱり指導から何人かいて、みんなで燃やすけれども、こういったタービン回して、電気売って、両方から金もらえればもうかる、これ。そういうことじゃないの、恐らく。そういう事業。例えば、今、伊達市に作っているのだからって基準をクリアすれば、反対できませんね。煙を出さない、臭いも出さない、何にも出さない、それでいったらば、あんたらが何反対するのになっちゃう。

○8番（佐藤浩信君） どこかの太陽光パネルで反対して暴力事件が起きたんだってね。

○会長（渋谷福重君） ここは、幸いにごみ飛ばしたら何だってやったけれども、これ、ごみ飛ばさないできれいにしておられたならば、なかなか外国から入ってはこない。

○8番（佐藤浩信君） 気をつけましょう。

○会長（渋谷福重君） ほかに質問ございませんか。

○7番（八島富一君） 基本的に今は、これ、この条文のようにやってもらうという考えなんだけれども、もう搬入した山になっている分を一刻も早く撤去しないと、ますますまだ被害が出ないとも限らないよね。あんなシートでは、今日ももうシートめくれているんだから。だから、大風で消防団見回りするような風ときは、あんなの問題外だから、そうしたらまだまだ被害出てしまうから、一刻も早く、春先の強風の前にはもう片づけてもらいたいというようなことでいかないと、だめなのではないかと思ったな。農地にもうどんどん吹っ飛んでくるんじゃないかなと思うのね。

○8番（佐藤浩信君） いや、その前に自然発火して、新幹線止めるなんてことが起きかねないよね。俺、そちらのほうが先のような気がするんだ。自然発火して、新幹線が止まるというやつ。だって、産廃だから、下手に水かけられないでしょう。そういうことなんです。だって、敷地内、あそこ立ち入れないですよ、下手すりゃ。そういう問題です。

○3番（佐藤武君） 火災のときは、消防大丈夫でしょう。

〔「水ねえよ」「川から上げて」「川から何百メートルも」「上げるしかない」「中継訓練やったら」「何か続きそうだな、こういうの」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） やっぱり防災課で言うなら、今、井砂委員が言ったようなことは、やっぱり防災課から言ってもらわないと。やっぱり違う担当からやっていくしかないと思うのね。だけれども、たちまちぼんぼんって飛んでいるときは、今、言われたように飛んでいっちゃうから。大騒ぎだよ。

○事務局 今の八島委員から言われたことも、一番私もそこを心配してしまして、指導事項に

も書いてあるんですけども、昨日、社長にも再三、あと社員にも再三言っておりまして、とにかく至急撤去してもらいたいと。ただ、向こうは、置く場所がないので、ちょっとすぐに持っていけないというところの一点張りなんですけれども、そこは結局違反行為で置いているので、そこは強く指導していきます。

○3番（佐藤武君） この業者、見ると郡山とあと仙台にあるんですね。ということは、ああいうのはそっちにもあるわけですね。ここに置いていたようなものを使って、そっちでもやっているわけでしょう。同じようなことを。

〔「製造しているんでないの」「工場」と呼ぶ者あり〕

○3番（佐藤武君） 工場なの。この2社というのは、2つというのは、これを作っている場所。だったら、そっちへ持っていかせればいいんじゃないの。何も工場だっていったって、ある程度の敷地はあるわけでしょう。そうしたら、そっちに持っていかせること……。

〔「止めてもない。製造も止めて、こっち側の持って」と呼ぶ者あり〕

○3番（佐藤武君） それだけのことをやっているわけだから、そこまで強く言ったっていいと思います。

○事務局 そこは強くは言ってきたんですけども、昨夜も。一番心配なところなので、至急強く指導していきます。

〔「トンバック」と呼ぶ者あり〕

○7番（八島富一君） トンバックに詰めたらいいんじゃないかねえかって言ったんだものね。ところが、トンバックでは作れないというか、そこまでやらないんだって言っているんだものね。

○10番（井砂秀明君） じゃ、持ってくるときって、何で持ってきているんですか。

○事務局 いわゆる大型の、何トンですか、どのぐらいですかね……。

〔「ダンプのかき多いやつ」と呼ぶ者あり〕

○事務局 10トンぐらいのダンプで。

○5番（佐久間久子君） 運んできたんだから、元のところに戻してもらおうというのが、やっぱり一番早急に解決する方法。でなければ、やっぱり二重三重に対策してもらわないと、やっぱりまだ風強いし、これから風強いと思うのね。そういう分では、やっぱりちゃんときちんと対応してやらないと大変になっちゃう。

○7番（八島富一君） 家の周りの除染したときに泥から葉っぱから何からトンバックへ行っちゃうんだからって、できないことはないと思うんだけどもな。あの思いしたらあその場所でもう一回積めるなんて、あの思いしたら、あんなものはちょちょいのちょいというような

感じになると思うんだけどね。

○8番（佐藤浩信君） 最初から、気がないんだから駄目だ。

○7番（八島富一君） 気がないんだから。

○3番（佐藤武君） やる気がね。

○8番（佐藤浩信君） うるせえなぐらいの話だから。

○会長（渋谷福重君） 環境防災課のほうから強く言ってもらって。私のほうとしても、この分、これを前年度で施工してくださいと。これで許可出しているんだから。そういう形だよな。

○事務局 そうですね。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑はないようですので、議案第1号については提案のとおり承認することに決定いたします。

5 その他

○会長（渋谷福重君） そのほか、委員の方、何かありましたら、この議案以外のことで。

○10番（井砂秀明君） 全然本当に関係ないんですけども、ちょっと今、農地の売買の話が私のところに来ていまして、ちなみに国見町の田んぼ1反部当たりの標準の売買の価格というのは、どのくらいが妥当なんですか。

○事務局 一般的にはほ場整備したところだと、一般的に言うところと20万から30万の間。

○10番（井砂秀明君） 一応そのように話はしたんですけども、あとは本当にもう誰か相手を探してくださいということなので。分かりました、ありがとうございます。

○会長（渋谷福重君） 何かありますか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 何もないようですので、これで本総会を閉じます。

どうもありがとうございました。

午後3時10分閉会